営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十八年三月二十二日

る。

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十八号

営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則

第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等に関する許可の基準を定める規則

第一条中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第二条第一項中「職員が」を「職員の」に、 「営利企業等に従事すること」を「営利企業

の従事等」に改める。

附町

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。